

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成28年2月16日（平成28年（行情）諮問第143号）

答申日：平成29年5月15日（平成29年度（行情）答申第45号）

事件名：特定文書について特定公共職業安定所で作成するに当たり取得した文書等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成27年9月15日付け新労発安0915第2号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人の請求意図に合致したものが見当たらず、行政文書の特定をやり直すため、審査請求を行った。

開示決定を行った「1 開示する行政文書の名称等」は、以下の通りです。

「特定市への情報公開によって得られた下記①及び②の特定文書について、特定ハローワークで作成するに当たり取得・収受・保存し、なおかつ、特定ハローワークで、下記①及び②の特定文書を含め、特定市へ下記①及び②の特定文書を提供した以降も作成及び保存している行政文書

① 資料No. 5 1 特定ハローワークにおける生活保護者（支援プログラム対象外）の就職活動状況

② 資料No. 6 特定施設での生活保護受給者の「就職活動証明申告書」の証明対応の廃止について」

上記①における「特定ハローワークにおける生活保護者（支援プログラム対象外）の就職活動状況」について作成する上で、どのようにこの文書を作成した人間はこの割合を算出したのか。あまりにも理不尽すぎる。職業相談窓口の職員は不特定多数に及び（これは、職業相談を申し込んだ側も同様であって）、どのような資料を元に、このような文書を作り上げたのか。明らかになっていない。

また、「2 特定市独自様式「求職活動状況申告書」の在り方について」も、これは、同時に開示されたものがその申告書がそのものとは思えない。下手をすると、新潟労働局（又は特定ハローワーク）側が、この開示請求により、作成した特定市の使用しているらしい申告書2様式の開示を行った恐れがある。

「特定ハローワークでは、180人の対象者への証明が業務負担となっている。」とは、厚生労働省通知によれば、署名及び押印のほずである。意味不明な文章である。

上記②で、なぜ、特定施設での生活保護受給者の「就職活動証明申告書」の証明対応の廃止についてで、どのような経緯で、このような決定がなされたのか。開示決定された行政文書の中には、一切存在していない。

(2) 意見書（平成28年3月23日及び平成29年4月12日審査会収受）
について

審査請求人は、意見書において、主に、以下アないしオのとおり、文書の開示を求める旨の主張をしているものと解される。

ア 理由説明書で「添付資料①（No. 5）は、平成26年2月に、特定ハローワークにおいて、「求職活動状況申告書」の確認欄への署名又は捺印を求めた（この表現から確実に現場のことを知らない）者約180人について、就職に対する意欲度とその割合及びハローワークでの行動パターンを整理し、行政決裁による手続きを行った上で」となっている以上、行政文書が作成され、このように開示されていることから、ある程度元となる文書が残っていなければおかしい。

イ 理由説明書の中で、特定施設での申告書の確認を行わないと決めたのは業務の取扱窓口の再編と抽象的な説明をし、なぜこのような再編を行わなければならなかったのかと具体的に説明できるはずだ。

ウ 平成28年（行情）諮問第142号理由説明書の文書4の支援第22号の平成25年4月12日付け新潟労働局求職者支援室長通知各公共職業安定所長あてに出されている文書の「1 協定の策定・締結について」で、「協定の締結は、新潟県（地域振興局）及び全市と協定を締結すること。」となっており、「原則として協定は、首長と公共職業安定所長が締結するものとする」となっている以上、（協定書が）なければおか

しい。なぜ、開示されないのか。

エ この会議（生活保護受給者等就労推進会議）が何に基づいて開かれているのか。協定書すらなく、こんな会議がありましたと言うのであれば、どのような根拠を持って労働局及び公共職業安定所は地方自治体の特定市に資料No. 5のようなことが言えるのか。協定書のほかに、新潟地域の生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の設置要領、事業計画も開示されない。）

オ 特定施設，特定区ハローワークコーナーに係る特定ハローワークは，一体的実施事業の特定市長との協定締結する相手ではないが，この事業を行うにあたり，運営要領の作成などを行っているはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 審査請求人は，平成27年7月8日付けで，処分庁に対して，法3条の規定に基づき，「特定市への情報公開によって得られた別紙特定文書について，特定公共職業安定所（以下「特定ハローワーク」という。）で作成するにあたり取得・収受・保存し，なおかつ作成・保存している行政文書」に係る開示請求を行った。

(2) 処分庁において，同年7月29日付けで，本件開示請求対象となる行政文書の特定のため，審査請求人に補正を求めたところ，同年8月7日付けで，審査請求人から，請求する行政文書の名称等を「特定市への情報公開によって得られた別紙特定文書について，特定ハローワークで作成するにあたり取得・収受・保存し，なおかつ，特定ハローワークで，別紙特定文書を含め，特定市へ別紙特定文書を提供した以降も作成及び保存している行政文書。」に補正する申出があった。

(3) 補正された開示請求に対して，処分庁が，原処分を行ったところ，審査請求人は対象行政文書の特定に不服があるとして，同年11月17日付け（同月18日受付）で審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求は，本件対象文書の特定が不足している旨の不服申立てであると考えられるが，下記3のとおり，原処分における本件対象文書の特定は適正に行われているものであり，原処分は妥当であることから，本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

(1) 本件対象文書の特定の考え方について

ア 本件請求対象の行政文書については，

- ① 特定ハローワークが作成・保有している別紙特定文書に相当する行政文書
- ② 別紙特定文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した

行政文書

- ③ 特定ハローワークから特定市へ別紙特定文書を提供した以降、開示請求日までの間に、当該特定文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書

に該当するものであると考えられる。

開示請求書に添付された別紙特定文書を確認するに、別紙1枚目は「資料No. 5 特定ハローワークにおける生活保護者（支援プログラム対象外）の就職活動状況」という標題が記載されている文書（以下「資料No. 5」という。）であり、別紙2枚目は「資料No. 6 特定施設での生活保護受給者の「就職活動証明申告書」の証明対応の廃止について」（以下「資料No. 6」という。）であり、どちらも平成26年2月26日に開催した「生活保護受給者等就労推進会議」において配付した資料であることが判明した。

- イ 資料No. 5は、平成26年2月に、特定ハローワークにおいて、「就職活動状況申告書」の確認欄への署名又は捺印を求めた者約180人について、就職に対する意欲度とその割合及びハローワークでの行動パターンを整理し、行政決裁による手続きを行った上で、平成26年2月26日に特定ハローワークが開催した「生活保護受給者等就労推進会議」の資料として当該会議出席者に配付した文書である。

資料No. 5は、上記のとおり実情をまとめた文書であるので、当該文書を作成するにあたり取得した文書は存在しないが、「就職活動状況申告書」に関する文書で、特定ハローワークで取得した、特定市が定めた様式及び特定市が当該様式を作成するにあたり依拠した文書が存在している。

よって、上記ア②に該当する行政文書は、特定ハローワークで取得した、特定市が定めた「就職活動状況申告書」の様式及び特定市が当該様式を作成するにあたり依拠した文書であると考えられ、上記ア③に該当する行政文書は、特定ハローワークが特定市へ資料No. 5及び6を提供した以降、開示請求日までの間に、特定ハローワークにおいて作成した生活保護者（支援プログラム対象外）の就職活動状況調査に係る文書又は特定ハローワークで取得した、特定市が定めた「就職活動状況申告書」の様式及び特定市が当該様式を作成するにあたり依拠した文書と考えられる。

- ウ 資料No. 6は、特定ハローワークの業務取扱窓口の改編に伴い、平成26年4月1日から、特定施設における生活保護受給者の「就職活動状況申告書」の確認欄への署名又は捺印対応を終了することに対する関係区の意見及び特定ハローワークでの生活保護受給者の対応体制等について取りまとめた資料である。

よって、上記ア②に該当する行政文書は、存在するとすれば、特定ハローワークが取得した業務取扱窓口の改編に関する文書と考えられ、上記ア③に該当する行政文書は、特定ハローワークが特定市へ資料No. 5及び6を提供した以降、開示請求日までの間に、特定施設における生活保護受給者の「求職活動状況申告書」の確認欄への署名又は捺印対応を終了することに関して作成された文書と考えられる。

(2) 本件対象文書について

処分庁において、上記3(1)に該当する文書を探索し、本件対象文書として、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6を特定した。

ア 文書1は、特定市の生活保護受給者の就労を推進するために、特定市の関係担当者、新潟労働局、特定ハローワークの担当者を参集し意見交換等を行った「生活保護受給者等就労推進会議」の資料と、その起案文書である。

イ 文書2は、平成25年5月16日付け社援発第18号「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る基本方針について」(文書5の別紙別添文書。以下「社援局長通達」という。)において示された、就労可能な生活保護受給者が、生活保護費を受給するための要件である「稼働能力の活用」について、保護の実施機関に申告するための参考様式に基づき、特定市が定め、生活保護受給者に提出を求めている様式及びその記載例である。

ウ 文書3は、生活保護受給者のうち、就職活動促進費の対象となる者について、文書2と同様に、特定市が定めた様式及びその記載例である。

就職活動促進費とは、保護の実施機関が、早期に就労による保護脱却が可能と判断する被保護者であって、就労による自立に向け、自ら積極的に就労活動に取り組んでいると認める者に対し、ハローワークにおける求職活動(職業相談、職業紹介、求人先への応募等)等を一定程度以上行っていることを要件として月額5千円を支給するものである。

エ 文書4は、平成26年2月26日に開催された「生活保護受給者等就労推進会議」の資料(文書1の資料No. 6)を基に意見交換を行った結果、特定施設において「求職活動状況申告書」の確認欄への署名又は捺印の業務を終了することになったことを周知するために、特定ハローワークで作成したチラシであり、審査請求人から補正がなされた際に、添付された文書と同じものである。

オ 文書5は、平成25年5月16日付けで、各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あてに社援局長通達が通知されたことを受けて、

厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官及び派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長あてに、平成25年6月7日付け職首発0607第2号・職派就発0607第2号「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」により、ハローワークにおける求職活動の実施状況の確認をはじめ、当該確認の際にハローワークの専門的見地から現在の活動内容では就労の目途が立たないと判断される場合は、適宜本人と面談し、同意を得た上で、保護の実施機関と連携し、活動内容の見直しについて助言すること等についての指示が行われ、当該指示が通知されたことを受けて、新潟労働局地方訓練受講者支援室長から新潟労働局管轄内の各所長あてに指示を行ったものである。

カ 文書6は、平成25年7月1日付けで、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長あて社援発0701第5号「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について」が通知されたことを受けて、厚生労働省職業安定局総務課首席職業指導官及び派遣・有期労働対策部企画課就労支援室長から各都道府県労働局職業安定部長あてに、平成25年7月11日付け職首発0711第2号・職派就発0711第1号「生活保護法による保護の実施要領の一部改正（就労活動促進費の創設）について」が通知され、これを受けて、新潟労働局地方訓練受講者支援室長から新潟労働局管轄内の各所長あてに指示が行われたものである。

なお、特定ハローワークが特定市へ資料No. 5及び6を提供した以降、開示請求日までの間に、特定ハローワークにおいては生活保護受給者の就職に対する意欲等の実情を新たに取りまとめた文書は作成していないこと、特定市が定めた特定市独自様式「求職活動状況申告書」に変更はなく、したがって依拠した文書も存在しないこと、ハローワークの業務取扱窓口の改編は、新潟労働局内部の業務体制の効率化等の問題であって、特段、事務所を廃したり再編したりするものではないことから、各窓口において、関係機関の担当者にあらかじめ変更する部分を説明・周知しただけであり、特定ハローワークにおいては行政文書は特に取得していないこと、が処分庁への確認で判明した。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、「審査請求人の請求意図に合致したものが見当たらない」等と主張するが、本件対象文書の特定については、本件開示請求に基づき、上記3(1)、(2)及び下記アないしウで示すとおり適正に行われているものであり、審査請求人の主張は失当である。

ア 審査請求人は、「別紙①（資料No. 5に同じ。）について作成す

る上で、どのようにこの文書を作成した人間はこの割合を算出したのか。」等主張するが、資料N o. 5の作成経緯は上記3(1)イのとおりであり、処分庁は、こうした経緯を踏まえ、当該行政文書を含む会議資料一式及び当該資料に係る起案文書を開示したところである。

イ 審査請求人は、「開示された特定市独自様式「求職活動状況申告書」がそのものとは思えない。下手をすると、新潟労働局側が、この開示請求により、作成した特定市の使用しているらしい申告書2様式の開示を行なった恐れがある。」などと主張するが、開示した文書2, 3については、特定市から提供され、特定ハローワークにおいて収受した、当該特定市で使用する特定市独自様式「求職活動状況申告書」そのものである。

ウ 審査請求人は、「別紙②(資料N o. 6に同じ。)について、どのような経緯で、このような決定がなされたのか。開示決定された行政文書の中には、一切存在していない。」などと主張するが、特定ハローワークにおいては、資料N o. 6を作成するにあたり、行政文書は特に取得していないものであり、また、文書4により、特定ハローワークにおいて26年4月1日から業務取扱窓口の改編を実施すること、特定施設での求職活動状況申告書の確認(押印)は行わないこと及び以後の生活保護受給者の就職支援窓口の周知を図ったことから、特定ハローワークが特定市へ別紙特定文書を提供した以降、開示請求日までの間で、資料N o. 6に関して特定ハローワークが作成・保存する文書として開示したところである。

4 結論

以上のとおり、原処分における本件対象文書の特定は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-------------------|
| ① | 平成28年2月16日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受 |
| ③ | 同年3月23日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ④ | 平成29年3月23日 | 審議 |
| ⑤ | 同年4月12日 | 審査請求人から意見書及び資料を収受 |
| ⑥ | 同年5月11日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

別紙の1に掲げる本件請求文書の開示請求について、処分庁は、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6(本件対象文書)を特定し、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、審査請求人の請求意図に合致したものが見当たらず、文書の特定をやり直すため、原処分を取り消すべきとしている。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 諮問庁は、処分庁の本件対象文書の特定の考え方として、(i) 特定ハローワークが作成・保有している別紙の1の①及び②の文書に相当する行政文書、(ii) 別紙の1の①及び②の文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書、(iii) 特定ハローワークから特定市へ別紙の1の①及び②の文書を提供した以降、開示請求日までの間に、当該別紙の1の①及び②の文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書のいずれかに該当するものであると説明する。

本件請求文書が、「特定市への情報公開によって得られた別紙の1の①及び②の文書について、特定ハローワークで作成するにあたり取得・收受・保存し、なおかつ、特定ハローワークで、別紙の1の①及び②の文書を含め、特定市へ別紙の1の①及び②の文書を提供した以降も作成及び保存している行政文書」であることから、上記の処分庁の本件対象文書の特定の考え方は、妥当であると認められる。

- (2) 処分庁は、本件対象文書として、上記(1)の(i)に該当するものとして別紙の2に掲げる文書1を特定し、上記(1)の(ii)に該当するものとして別紙の2に掲げる文書2、文書3、文書5及び文書6を特定し、上記(1)の(iii)に該当するものとして別紙の2に掲げる文書4を特定して、別紙の2に掲げる文書1ないし文書6を全部開示する原処分を行っている。

ア 上記(1)の(i)「特定ハローワークが作成・保有している別紙の1の①及び②の文書に相当する行政文書」に該当する文書について(ア)別紙の1の①及び②の文書は、特定ハローワークが特定市に提供した文書である。

諮問庁は、①の文書は、「1 特定ハローワークにおける生活保護者（支援プログラム対象外）の就職活動状況」と題して、平成26年2月に、特定ハローワークにおいて、「求職活動状況申告書」の確認欄への署名又は捺印を求めた者約180人について、就職に対する意欲度とその割合及びハローワークでの行動パターンを整理した内容が記載されている部分及び「2 特定市独自様式「求職活動状況申告書」の在り方について」と題して、特定市独自様式「求職活動状況申告書」の在り方について提案した内容が記載されている部分から成り、行政決裁による手続を行った上で、同月26日開催の「生活保護受給者等就労推進会議」の資料として当該会議出席者に

配付した文書であると説明する。

また、諮問庁は、②の文書は、特定ハローワークの業務取扱窓口の改編に伴い、平成26年4月1日から、特定施設における生活保護受給者の「求職活動状況申告書」の確認欄への署名又は捺印対応を終了することに対する関係区の意見及び特定ハローワークでの生活保護受給者の対応体制等について取りまとめた資料であり、同年2月26日開催の「生活保護受給者等就労推進会議」の資料として当該会議出席者に配付した文書であると説明する。

(イ) 諮問庁は、上記(1)の(i)の「特定ハローワークが作成・保有している別紙の1の①及び②の文書に相当する行政文書」に該当する文書は、別紙の2に掲げる文書1であると説明する。

当審査会において確認したところ、文書1は、「生活保護受給者等就労推進会議」の起案文書及び資料一式であり、別紙の1の①及び②の文書については、当該会議の資料として含まれていることから、上記(1)の(i)の「特定ハローワークが作成・保有している別紙の1の①及び②の文書に相当する行政文書」に該当するものと認められる。

イ 上記(1)の(ii)「別紙の1の①及び②の文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書」に該当する文書について

(ア) 諮問庁は、上記(1)の(ii)の「別紙の1の①及び②の文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書」に該当する文書は、別紙の2に掲げる文書2、文書3、文書5及び文書6であり、その概要は以下aないしdのとおりであると説明する。

a 文書2

当該文書は、就労可能な生活保護受給者が生活保護費を受給するための要件である「稼働能力の活用」について、厚生労働省通知(下記注)において保護の実施機関が確認するための様式例として示されたひな形を基に、特定市が同市としての様式を定め、生活保護受給者に提出を求めている「求職活動状況申告書」及びその記載例である。

(注) 厚生労働省通知

平成25年5月16日付け社援発0516第18号厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛て「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」(別紙の2に掲げる文書5の中の別紙別添)

b 文書3

当該文書は、生活保護受給者のうち就労活動促進費の対象となる者について、上記の文書2と同様に、厚生労働省通知に示さ

れたひな形を基に、特定市が同市として様式を定め、当該者に提出を求めている「求職活動状況申告書」及びその記載例である。

c 文書5

当該文書は、平成25年度に、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛てに「就労可能な被保護者の就労・自立支援の基本方針について」が発出されたことに伴い、厚生労働省職業安定局首席職業指導官等の連名で各都道府県労働局職業安定部長宛てに、「ハローワークの専門的見地から現在の求職活動内容では、就労の目途が立たないと判断される場合には、適宜本人と面談し、同意を得た上で、保護の実施機関と連携し、活動内容の見直しについて助言すること」等が通知、指示されたことを受けて、新潟労働局求職者支援室長が管内各公共職業安定所長宛てに発出した「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」という標題の指示の通知である。

d 文書6

当該文書は、平成25年度に、厚生労働省社会・援護局長から各都道府県知事・指定都市市長・中核市市長宛てに「生活保護法による保護の実施要領について」の一部改正について（通知）」が発出され、その中で、早期に就労による保護脱却が可能と保護の実施機関が判断する者を対象とした「就労活動促進費」が創設されたことに伴い、厚生労働省職業安定局首席職業指導官等の連名で各都道府県労働局職業安定部長宛てに発出された「生活保護法による保護の実施要領の一部改正（就労活動促進費の創設）について」の通知を受けて、新潟労働局求職者支援室長が管内各公共職業安定所長宛てに発出した同じ標題の指示の通知であり、上記cの本省通達及び新潟労働局通達の「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」について、就労可能な被保護者を、就労活動促進費の対象者に読み替えることにより、適切な対応を指示しているものである。

(イ) 当審査会において確認したところ、文書5及び文書6には、別紙の1の①及び②の文書に記載された業務に関する記述があり、また、文書2及び文書3は、別紙の1の①及び②の文書に記載された「求職活動状況申告書」の様式を定めるものであることから、これらの文書は、上記(1)の(ii)の「別紙の1の①及び②の文書を特定ハローワークが作成するにあたり取得した行政文書」に該当するも

のと認められる。

ウ 上記（１）の（iii）の「特定ハローワークから特定市へ別紙の１の①及び②の文書を提供した以降、開示請求日までの間に、当該別紙の１の①及び②の文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書」に該当する文書について

諮問庁は、上記（１）の（iii）の「特定ハローワークから特定市へ別紙の１の①及び②の文書を提供した以降、開示請求日までの間に、当該別紙の１の①及び②の文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書」に該当する文書は、別紙の２に掲げる文書４であると説明する。

当審査会において確認したところ、文書４は、特定ハローワークが別紙の１の①及び②の文書を特定市に提供した日（平成２６年２月２６日開催の生活保護受給者等就労推進会議）以降、本件開示請求日（平成２７年７月８日）までの間に、特定施設において「求職活動状況申告書」の確認欄への署名又は捺印対応を終了することを周知する文書であることが認められ、上記（１）の（iii）の「特定ハローワークから特定市へ別紙の１の①及び②の文書を提供した以降、開示請求日までの間に、当該別紙の１の①及び②の文書に関して特定ハローワークが作成・取得した行政文書」に該当するものと認められる。

（３）審査請求人の主張について

ア 審査請求人は、審査請求書及び意見書において、別紙の１の①の文書の「１ 特定ハローワークにおける生活保護者（支援プログラム対象外）の就職活動状況」の部分を作成する上で、どのような資料を元に、このような文書を作り上げたのか、「行政決裁による手続きを行った上で」となっている以上、行政文書が作成され、このように開示されていることから、ある程度元となる文書が残っていなければおかしいと主張する。

これについて、諮問庁は、当該部分は、生活保護受給者のハローワークでの行動パターンについて、担当職員の感触等に基づき作成したものであり、集計の元となった原票等は特段作成していないと説明しており、当該部分の記載内容からすると、諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められない。

イ さらに、審査請求人は、意見書の中で、（i）理由説明書の中で、特定施設での申告書の確認を行わないと決めたのは業務の取扱窓口の再編と抽象的な説明をし、なぜこのような再編を行わなければならなかったのかと具体的に説明できるはずだ、（ii）平成２８年（行情）諮問第１４２号の理由説明書の文書４により「原則として協定は、首

長と公共職業安定所長が締結するものとする」となっている以上、（協定書が）なければおかしい、なぜ、開示されないのか、（iii）新潟地域の生活保護受給者等就労自立促進事業協議会の設置要領、事業計画が開示されていない、（iv）特定ハローワークは、一体的実施事業の特定市長との協定締結する相手ではないが、この事業を行うに当たり、運営要領の作成などを行っているはずであるなどと主張する。

これについて、諮問庁は、上記（i）については、生保事業について、特定ハローワーク以外のところにも常設窓口を設置し、生保受給者の支援を強化しているところ、人的資源の有効活用を図るため窓口の再編を図ったものであり、新潟労働局内部の業務体制の効率化等の問題であって、特段、事務所を廃止したり再編したりするものではないことから、特定ハローワークにおいて行政文書は特に取得していないと説明し、上記（ii）ないし（iv）については、特定ハローワークが、別紙の1の①及び②の文書を作成するに当たり取得・收受・保存したものではないため、開示対象には当たらないものと判断していると説明しており、また、上記（iv）の文書は新潟労働局で作成しているものであり特定ハローワークでは保有しておらず、上記（ii）及び（iii）については、審査請求人から改めて文書を特定して開示請求があれば、開示対象になり得るものと考えていると説明している。

上記（i）についての諮問庁の説明を覆す事情は認められず、また、上記（ii）ないし（iv）において審査請求人が指摘する文書についても、その性格に照らせば、当該文書は本件請求文書に該当しない旨の諮問庁の説明は不自然・不合理であるとは認められない。

（4）以上のことから、新潟労働局において、本件対象文書の外に、本件請求文書として特定すべき文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、新潟労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第3部会）

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求文書

特定市への情報公開によって得られた下記①及び②の特定文書について、特定ハローワークで作成するにあたり取得・収受・保存し、なおかつ、特定ハローワークで、下記①及び②の特定文書を含め、特定市へ下記①及び②の特定文書を提供した以降も作成及び保存している行政文書

- ① 資料No. 5 1 特定ハローワークにおける生活保護者（支援プログラム対象外）の就職活動状況
- ② 資料No. 6 特定施設での生活保護受給者の「就職活動証明申告書」の証明対応の廃止について

2 本件対象文書

- 文書1 「生活保護受給者等就労推進会議」の資料一式（起案文書含む）
- 文書2 特定市独自様式「就職活動状況申告書」の様式と記載例
- 文書3 特定市独自様式「就職活動状況申告書」（就労活動促進費対象）の様式と記載例
- 文書4 生活保護受給者就職支援窓口の改編と「特定施設」における「就職活動状況申告書」への確認（押印）の終了について
- 文書5 平成25年7月17日付け支援第44号「就労可能な被保護者の就労・自立支援に係る業務の連携について」
- 文書6 平成25年7月17日付け支援第45号「生活保護法による保護の実施要領の一部改正（就労活動促進費の創設）について」